

P2P アプリケーションに対する通信速度規制の実施（規制値の変更）について

お客様各位

弊社サービスをご利用いただきありがとうございます。掲題の件につき、以下の通りお知らせいたします。

概要

弊社は、2024年11月5日よりP2Pアプリケーションに対する通信速度規制の規制値を変更いたします。

背景

弊社は、インターネットサービス契約約款や重要事項説明において、P2Pアプリケーションまたは過度に帯域を占有するヘビーユーザに対する通信速度の規制を実施する旨をご案内しております。これは、**極めて少数の方が弊社の通信量の大半を占有している**ため他のお客様の通信が阻害される状況が発生しているためです。これまでも設備増強を行って参りましたが、単に設備増強を行うだけでは、同じ方に増強分を消費されるだけになるため、この問題を解決できません。

この状況を緩和し、健全なネットワーク環境を確保するため、この度規制値を変更することにいたしました。

通信量の規制の必要性について

長時間通信を継続すると他のお客様にご迷惑がかかります。理由は以下のような動作原理によります。（わかりやすさを優先するため厳密な記載をしていません）

1. D-ONU（お客様の宅内に設置されている光インターネット用の端末装置）は、上りと下りで異なる波長の光信号を用いますが、同一収容ポートの複数ユーザで上り・下りの1波長ずつを共有します。
2. 同一収容ポートの中で、D-ONUは自分がデータを送信出来る順番待ちを行い、自分の順番がくるとデータを送信するという動作をします。
3. このとき、特定のD-ONUが連続して通信を行っているとき、他のD-ONUの通信の順番がまわってこないため、他のD-ONUが通信できない状態になります。（例えば、10回の通信要求のうち5回しか要求が通らないうと、通信速度が半分になります）
4. （ケーブルモデムにおいても、順番待ちが阻害されて通信できなくなるという原理は同様です）

よって、バックボーン等の他の設備の余裕度に関係なく、弊社設備内の通信量を平滑化（＝極めて多大の量の通信をしている方の通信量を減らすこと）が必要になります。

一般的な通信は、通信と通信の間にデータを送信しない時間があり、この時間が各 D-ONU（またはケーブルモデム）でずれているため、いわば”順番争いをすることなく”通信が来ています。今般の規制値の変更は、弊社設備内のネットワークをこの状態に維持し、皆様に快適なインターネットサービスをご利用いただくためのものです。

「一般的な通信」とはどのようなものか

一般的な通信とそうでない（＝通信規制の対象になる）通信の区別は、例えば下記のようなものですがこれに限りません。どれくらいの通信量があったかで一律に判断するわけではありません。下記の「例」に 100GB という数値がありますが、これは基準値ではありません。

一般的な通信である例

- ゲーム配信プラットフォームで購入したゲームタイトルをダウンロードしたら、合計が 100GB 程度になった。
- オンラインゲームのアップデートをダウンロードしたり、取引先等に送るために多数の RAW 写真データをクラウドにアップロードしたりした。
- 自分が見るために、または環境映像として YouTube などの動画をサービス提供元が提供する再生手段※で連続再生する。

※サービス提供元が提供する再生手段とは、スマートフォンアプリやウェブブラウザでの視聴、Apple TV や Amazon FireStick など動作する公式のソフトウェアなどをいいます。（自分が視聴するためでないのに再生を継続する行為は当該サービスの利用規約に抵触する可能性があります、本件とは無関係です）

一般的な通信ではない例

- 極めて長時間にわたってソフトウェアを起動し続け、常にファイル交換のためのデータが流れている。
- 通常的手段ではない手法で、極めて多いセッションを生成して通信する。
- 一般にはダウンロードができないデータ（動画サイトの動画など）を専用ソフトウェア等を用いて短時間に大量にダウンロードする行為。また、これらに類する行為。

単に通信量が多いだけでは、一般的な通信ではないとは見なされません。そのため、大多数のお客様にはこれまで通りインターネットサービスをご利用いただきたいと考えています。

なお、通信規制は「皆様の通信量を少しずつ減らすことで皆が快適に通信できるようにする」という、いわば譲り合いのような結果を期待して行うものです。通信量のピークの時間帯はゲームのアップデートのダウンロードなど、本来一般的な通信と見なされるべきもののスピードも多少低下することがあります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、極めて多量の通信を反復継続して行っている方には、個別に事情をお伺いする書面を送付※することがあります。その場合は、記載内容をよくご検討いただきインターネットサービスの健全性の維持にご協力いただきますようお願いいたします。

※本件に関する書面により、弊社がお客様に対して金銭を請求することはその名目の如何を問わず絶対にありません。また、電子メール単独でのご連絡はいたしません（電子メールでお知らせする場合、同様の書面を別途送付します）。詐欺行為には十分ご注意ください、不審な場合は弊社にお問い合わせください。（書面送付の際は、記載内容に関する問い合わせ先を記載するとともに、弊社側で書面を送付したことの記録を残しておりますので、弊社にお尋ね頂ければ弊社が書面をお送りしたかどうかをご確認頂けます。問い合わせ先は以下のいずれかです。）

問い合わせ先として記載される電話番号

0120-05-5710（お客様センター）

または

0120-35-3378（インターネットサポート）

上記以外の電話番号、特に 03 や 06 などの福井県嶺北地域以外の市外局番から始まるもの、050 などの 0*0 で始まる電話番号が記載されていた場合は、絶対に電話せず、直ちに弊社にご連絡ください。連絡先は上記の通りです。

本件について弊社がご案内できることは本ページの記載内容が全てであり、個別のお問い合わせにはご回答いたしかねますのでご了承願います。電話でのお問い合わせは、お答えいたしかねる旨をご説明してもなおご質問が続く場合には、やむを得ず会話を終了いたします。また、メールや問い合わせフォームによるご質問には返信をいたしません。この措置は、業界ガイドラインに定める条件下での正当業務行為として実施するものですので、皆様のご理解をお願いいたします。

以上

参考

ケーブルテレビ・ケーブルインターネットサービス重要事項説明

https://www.fctv.jp/document/juyo_setsumei.pdf

FCTV インターネットサービス契約約款

https://www.fctv.jp/provision_net.html